



安全衛生

あれこれ

17

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

愛知労働局のホームページを開き、昨年の県下における高齢者の死亡災害発生状況（1月13日現在）を見まし

た。内容は60歳以上が10人（全体45人）で、高齢者の割合は22%でした。この割合は令和元年の38%より減少していますが、被災者に占める高齢者の多発傾向は今後も続くと思われ、この対策として、厚生労働省が昨年「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称・エイジフレンドリーガイドライン）を公表したことはご承知のとおりです。

これら高齢者の災害事例から、墜落・転落に関する発生状況と対策を検討しました。別掲をご覧ください。いづれも法的に高所作業と言われる2mに至らない高さ（1・4m、1・5m、1・

85m）から墜落・転落し死亡しています。正に「1mは一命取る」です。

高齢者の特性として、さまざまな身体機能（筋肉・眼・耳・認知判断）の低下があります。このため、

①危険の状況を見誤り、聞き誤ることがある
②バランスが崩れそうな際に、素早い動作で、手足を踏ん張って体を支えることが難しい

③落下時の受け身が難しいことから、致命傷を受けると考えられます。

具体的に対策を検討しましょう。第1の事例は、積み上げた段ボール箱上からの墜落です。この種の作業では、「手すり付きの足場台（作業台）」を用いて、墜落時保護用の保護帽を着用すべきと考えます。もちろんあご紐は確実に締めます。

第2は、日常的にもありふれた生活の中で起きた災害です。扉が開くのを待つ中、何故に開く扉を避ける行動が生じたのか、合理的な理由が分かりません。被災者は何らか

の理由（推測例・通行人が来た等）で扉に近づき、同時に開いた扉を避けた際に、階段を踏み外し転落したと思われる。高齢者にとって階段は、特別な危険源であると認識し、高齢者が使い易い手すり等を設けることが望まれます。

第3は、剪定作業における脚立絡みの典型的な災害です。落下する枝との接触を避けることやバランスを取り易い位置を維持するため、脚立のこまめな移動が必要です。その他に、保護帽の着用、複数での作業と考えますが、足場台、高所作業車の利用等も検討課題です。

余談ですが、リタイア後の高齢者が、自宅の庭での脚立作業中に被災することをよく聞きます。個人邸の庭木は予め低木（本質安全化）とし、庭仕事を楽しむのが望ましいと考えます。

過去にこんな事例がありました。高齢者は「さ行」と「は行」が聞き取り辛くなると言われます。北海道のある炭鉱でガス爆発の危険が迫り、緊急放送で坑内作業員に「退避（たいひ）せよ」と指示したのですが、一部の作業グループは「待機（たいき）せよ」と理解してしまい、多くの作業員が爆発に遭遇したそうです。

今、高齢者の特性に寄り添った安全衛生対策が求められています。まずは「老年学（心身・社会的機能）」を学ぶことからスタートすべきだと思います。

（注：発生状況等の一部は推測で記していますので事実と異なることがあります）

1、高齢者・墜落・1.85m・死亡

- 1、日時 令和2年2月16日 15時40分ごろ
- 2、被災者 70歳代（経験50年）
- 3、業種 運送業
- 4、発生状況
白菜の入った段ボール箱48個をパレットの上に積み上げる作業をしていたところ、5段目のダンボール箱上(1.85m)から墜落し死亡した。

2、高齢者・転落・1.4m・死亡

- 1、日時 令和2年4月1日 15時過ぎ
- 2、被災者 70歳代（経験13年）
- 3、業種 マンション管理業
- 4、発生状況
管理人である被災者が、入居者に必要書類を届けるため、入居者宅(2階)の玄関チャイムを鳴らして待っていたところ、入居者が外開きの玄関扉を開けた際に、それを避けようとして足を階段から踏み外し、約1.4メートル下の踊り場まで転落、翌日脳挫傷により死亡した。

3、高齢者・墜落・1.5m・死亡

- 1、日時 令和2年11月23日 8時30分ごろ
- 2、被災者 60歳代（経験2年）
- 3、業種 その他の事業
- 4、発生状況
剪定作業を行っていたところ、剪定中の枝が当たり、脚立(高さ約1.5m)から落下し、地面に頭部を打ち死亡した。

(別掲)

高齢労働者の低所からの墜落・転落災害を防ぐ